

環境影響評価【環境影響評価法】

環境影響評価とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいいます（法2①）。

この環境影響評価のプロセスは、

- ① SEA（計画段階配慮事項の検討【戦略的環境アセスメント】）（法3の2）
- ② スクリーニング（環境影響評価の必要性の判断など）（法2②③）
- ③ スコーピング（環境影響評価方法書の作成・評価項目や方法の選定）（法5①）
- ④ 環境影響評価の実施（法12①）
- ⑤ 環境影響評価準備書の作成（法14①）
- ⑥ 環境影響評価書の作成（法21①）
- ⑦ 環境保全措置等の報告書作成・公表（法38の2）

となっています。

事業者は、③スコーピングから⑥環境影響評価書の作成までの各プロセスで、住民からの意見をもとに、環境影響評価項目などについて必要な修正を行う必要があります。

さらに、③環境影響評価方法書の公告から⑥環境影響評価書の公告の間に、事業者自らが対象事業の目的及び内容を修正した後も対象事業に該当する場合、方法書の手続から環境影響評価をやり直すことも必要です（法28）。

参照→環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書

環境規制手引二〇

Check

環境保全措置検討の留意事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
以下の事項に留意しながら、環境保全措置の検討を行っているか	平24・4・2環 告63第5二	<input type="checkbox"/>
①環境への影響を回避し、又は低減することを優先する	平24・4・2環 告63第5二(1)	<input type="checkbox"/>

②回避・低減しない場合は、その理由を述べた上で、代償措置（事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置）を講じる	平24・4・2環 告63第5二(1)(4)	<input type="checkbox"/>
③環境保全措置についての複数案の比較、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する	平24・4・2環 告63第5二(5)	<input type="checkbox"/>

<——の実施>

事業者は、選定した環境影響評価項目及び手法（法11①）に基づいて、事業の種類ごとに、対象事業について環境影響評価を行う必要があります（法12①）。

環境規制手引一七

環境影響評価準備書【環境影響評価法】

環境影響評価を行った（法12①）後、事業者はその結果について環境保全の見地から意見を聴くための準備として、環境影響評価準備書を作成します（法14①）。

事業者はこの準備書に、対象事業の目的及び内容、対象事業実施区域及びその周囲の概況（法14①一）、環境影響評価方法書について住民などの意見の概要（法14①二）等を記載する義務があります。作成後、事業者は、準備書の送付（法15）、準備書の公告及び縦覧（法16）、準備書に関する説明会（法17）、意見の送付（法19）を行わなければなりません。

準備書の手続の後、事業者は環境影響評価書（法21①）を作成します。

参照→環境影響評価、環境影響評価書

また、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合の処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供すること等によりその適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません（法3②）。

その他、事業者は、廃棄物の減量その他適正処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません（法3③）。

＜地方公共団体の処理＞

市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物、その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行なうことができます（法11②）。また、都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行うことができます（法11③）。

＜都道府県の責務＞

都道府県は、区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要措置を講ずることに努めなければならないとされています（法4②）。

また都道府県は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならないとされています（法4④）。

産業廃棄物管理票【廃棄物処理法】

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含みます。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含みます。）の運搬又は処分を他人に

委託する場合（規則 8 条の19で定める場合を除きます。）は、規則 8 条の20で定めるところにより、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬を受託した者に対し、産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、その他規則 8 条の21で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（通称マニフェスト、以下「管理票」といいます。）を交付し（法12の3①）、その写しを5年間保存する必要があります（法12の3②）。

ただし、例外もあります。専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のうち、金属くずなどの産業廃棄物の再生を委託する場合、委託基準のうち書面による契約を結ぶ（令6の2四）などが適用されますが、管理票の発行は不要です（規8の19三）。また、産業廃棄物の再生利用について環境大臣の認定を受けた者（法15の4の2①）（資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けた者を除きます。）に委託する場合なども管理票は不要です（規8の19四）。

産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、規定された事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはなりません（法12の4①）。

運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、管理票の写しの送付（又は電子情報処理組織による報告）をしてはなりません（法12の3③④・12の4③・12の5②）。

処分受託者は、最終処分受託者から最終処分終了の旨が記載された管理票の写しの送付（又は電子情報処理組織による最終処分終了の通知）を受けていないにもかかわらず、処分委託者へ最終処分終了の管理票の写しを送付（又は電子情報処理組織により報告）してはなりません（法12の3④⑤・12の4④・12の5③⑤）。

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
産業廃棄物の収集・運搬、処分を委託している場合、廃棄物を引き渡すごとに管理票を交付しているか	法12の3①	<input type="checkbox"/>

管理票の写しを5年間保存しているか	法12の3②	<input type="checkbox"/>
管理票交付のルールは遵守しているか	規8の20	<input type="checkbox"/>
収集運搬、処分を受託していないのに虚偽の記載をした管理票を交付していないか	法12の4①	<input type="checkbox"/>

〈——の写しが戻らない場合、記載内容に不備がある場合等の措置〉

管理票交付者は、以下のいずれかに該当する場合、速やかに当該産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、規則8条の29で定めるところにより、適切な措置を講じなければなりません（法12の3⑧）。

- ①中間処分は90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）、最終処分は180日以内に管理票の写しの送付を受けないとき
- ②規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽記載のある管理票写しの送付を受けたとき
- ③産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者から処理困難の通知を受けたとき（法14③）
- ④特別産業廃棄物収集運搬業者及び特別産業廃棄物処分業者から処理困難の通知を受けたとき（法14の4③）

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
管理票交付者は期間内（交付の日からD票90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）、E票180日）に写しが戻ってきたか、戻った写しに虚偽の記載がないかなどを確認しているか	法12の3⑧・14⑬、規8の28	<input type="checkbox"/>
万一に、写しが戻って来なかった場合及び虚偽記載のある写しを受けたなどの場合、運搬、処分の状況を把握して30日以内に「措置内容等報告書」を提出して知事に報告しているか	法12の3⑧・14の4⑬、規8の29・様式4	<input type="checkbox"/>

〈——の回付・送付〉

産業廃棄物の運搬を受託した者（運搬受託者）は、運搬を終了したときは、交付された管理票に氏名又は名称、運搬担当者氏名等、規則8条の22で定める事項を記載し、10日以内（規8の23）に管理票を交付した者（管理票交付者）に当該管理票の写しを送付しなければなりません（法12の3③）。当該産業廃棄物の処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者に管理票を回付しなければなりません（法12の3③）。

産業廃棄物の処分を受託した者（処分受託者）は、処分を終了したときは、交付された管理票又は運搬受託者より回付された管理票に氏名又は名称、処分担当者の氏名、処分を終了した年月日及び当該処分が最終処分である場合にあっては当該最終処分を行った場所の所在地（規8の24）及び最終処分が終了した旨を記載し、10日以内（規8の25）に当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければなりません（法12の3④）。この場合、管理票が回付されたものであるときは、回付をした者にも写しを送付しなければなりません（法12の3④）。

処分受託者は、中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、規則8条の25の2で定めるところにより、交付された管理票又は回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、10日以内（規8の25の3）に処分を委託した管理票交付者に写しを送付しなければなりません（法12の3⑤）。

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
運搬受託者は運搬終了時、10日以内に管理票の写し（B2票）を管理票交付者に送付しているか	法12の3③、規8の23	<input type="checkbox"/>
運搬受託者は処分受託者に管理票を回付しているか	法12の3③	<input type="checkbox"/>
処分受託者は処分（最終処分）を終了したとき、処分（最終処分）が終了した旨記入して管理票交付者に10日以内に	法12の3④、規8の25	<input type="checkbox"/>

写し（E票）を送付しているか		<input type="checkbox"/>
上記写しは回付者にも送付しているか	法12の3④	<input type="checkbox"/>
処分受託者は、中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の（2次）管理票の写しを受けたとき、（1次）管理票に最終処分が終了した旨記載して10日以内に交付者に写し（D票）を送付しているか	法12の3⑤、規8の25の3	<input type="checkbox"/>

<—の交付>

産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」といいます。）の交付は、規則8条の20の基準により行います。

管理票の記載事項は、規則8条の21に示すとおりです。管理票の様式は「産業廃棄物管理票」（規様式2の15）を使用します（規8の21②）。

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
管理票交付の基準は遵守しているか	規8の20	<input type="checkbox"/>
①当該産業廃棄物の種類ごとに交付する	規8の20一	<input type="checkbox"/>
②運搬先が2以上である場合は、運搬先ごとに交付する	規8の20二	<input type="checkbox"/>
③産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付する	規8の20三	<input type="checkbox"/>
④中間処理業者は、最終処分場所所在地、管理票交付者氏名、管理票番号について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付する	規8の20四・8の21①八・九	<input type="checkbox"/>
⑤中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限り）は、最終処分場所所在地、処分委託者氏名、登録番号	規8の20五・8の21①八・十	<input type="checkbox"/>

について、通知された事項と相違がないことを確認の上、交付する		
交付した管理票の写しを5年間保存しているか	法12の3②	<input type="checkbox"/>
管理票の様式は「産業廃棄物管理票」を使用しているか	規8の21②・様式2の15	<input type="checkbox"/>
管理票に次の事項は記入されているか	規8の21①	
①管理票の交付年月日及び交付番号	規8の21①一	<input type="checkbox"/>
②氏名又は名称及び住所	規8の21①二	<input type="checkbox"/>
③産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地	規8の21①三	<input type="checkbox"/>
④管理票交付担当者の氏名	規8の21①四	<input type="checkbox"/>
⑤運搬又は処分受託者の住所	規8の21①五	<input type="checkbox"/>
⑥運搬先の事業場名称及び所在地並びに運搬を受託した者が積替え又は保管を行う場合は積替え又は保管を行う場所の所在地	規8の21①六	<input type="checkbox"/>
⑦産業廃棄物の荷姿	規8の21①七	<input type="checkbox"/>
⑧当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地	規8の21①八	<input type="checkbox"/>
⑨中間処理業者の場合は、管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票交付番号	規8の21①九	<input type="checkbox"/>
⑩中間処理業者（処分委託者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る）の場合は、処分委託者の氏名又は名称及び登録番号	規8の21①十	<input type="checkbox"/>
⑪産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量	規8の21①十一	<input type="checkbox"/>

〈——の報告書〉

管理票交付者は、規則8条の27で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければなりません（法12の3⑦）。

報告書は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に交付した管理票の交付等の状況に関し、「産業廃棄物

管理票交付等状況報告書」(規様式3)により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出します(規8の27)。

<——の保存>

管理票交付者は、運搬受託者に管理票を交付し、その写しを交付した日から5年間(規8の21の2)保存しなければなりません(法12の3②)。また、管理票を管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを管理票の写しにより確認し、かつ当該管理票の写しの送付を受けた日から5年間(規8の26)保存しなければなりません(法12の3⑥)。

運搬受託者は、運搬終了後、管理票の写しを送付したときは送付の日から、処分終了時に処分業者から管理票の写しの送付を受けたときは受け取った日から、管理票を環境省令で定める期間の5年間保存しなければなりません(法12の3⑨、規8の30)。

処分受託者は、処分終了時に管理票の写しを送付したとき、管理票の送付の日から環境省令で定める期間の5年間保存しなければなりません(法12の3⑩、規8の30の2)。

環境規制手引二二

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
運搬受託者に管理票を交付し、その写しを交付した日から5年間(規8の21の2)保存しているか	法12の3②、規8の21の2	<input type="checkbox"/>
管理票の写しは運搬、処分終了確認後、5年間保存しているか	法12の3⑥、規8の26	<input type="checkbox"/>
処分受託者は管理票の写しを5年間保存しているか	法12の3⑩、規8の30の2	<input type="checkbox"/>
運搬受託者は管理票の写しを5年間保存しているか	法12の3⑨、規8の30	<input type="checkbox"/>

<電子情報処理組織>

電子情報処理組織とは、情報処理センターの使用する電子計算機（入出力装置を含みます。）と、事業者、運搬及び処分受託者の使用する入出力装置を電気通信回線で接続した電子情報処理組織のことをいいます（法2⑥）。

情報処理センターは、電子情報処理組織により下表の業務を行います（法13の3）。

情報処理センター業務	参考条数
① 登録、報告並びに通知に係る事務（登録報告事務）	法13の3一
② 登録報告事務に必要なプログラム、データ、ファイル等の作成、保管	法13の3二
③ 記録及び保存並びに報告	法13の3三
④ 附帯する業務	法13の3四

環境規制手引二二

<電子情報処理組織使用事業者の報告>

事業者は、下の表のように、各区分に応じて、それぞれの報告期限までに、速やかに産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、「措置内容等報告書」（規様式5）で30日以内に知事に報告（規8の38）しなければなりません（法12の5⑩）。

区 分	報告期限
情報処理センターは、登録された電子マニフェストについて、中間処分は90日（特別管理産業廃棄物は60日）、最終処分は180日の期間内（規8の37）に報告（法12の5①）を受けないときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なくその旨を電子情報処理組織使用事業者に通知する（法12の5⑨）が、事業者がその通知を受けたとき	左記の期間が経過した日から30日以内
情報処理センターは、以下の報告を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく運搬又は処分を委託した電子情報処理組織使用事業者（運搬受託者又は処分受託者）が当	虚偽の内容を含むことを知った日から

<p>該運搬又は処分を終了した旨（最終処分の場合は、最終処分が終了した旨）を通知する（法12の5④）が、この報告が虚偽の内容がある場合</p> <p>①運搬又は処分の受託者は、電子情報処理組織使用事業者から報告することを求められた場合、産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、規則8条の33で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、3日以内（規8の34）に情報処理センターにその旨（最終処分である場合、最終処分が終了した旨）を報告する（法12の5②）。</p> <p>②処分受託者は、当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたとき、規則8条の34の2で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、3日以内（規8の34の3）に情報処理センターに最終処分が終了した旨を報告する（法12の5③）。</p>	<p>30日以内</p>
<p>産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者から処理困難の通知を受けたとき（法14⑬）、又は特別産業廃棄物収集運搬業者及び特別産業廃棄物処分業者から処理困難の通知を受けたとき（法14の4⑬）、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき</p>	<p>左記の通知を受けた日から30日以内</p>
<p>産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者から処理困難の通知を受けたとき（法14⑬）、又は特別産業廃棄物収集運搬業者及び特別産業廃棄物処分業者から処理困難の通知を受けたとき（法14の4⑬）、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知（法12の5④）を受けていないとき</p>	<p>左記の通知を受けた日から30日以内</p>

環境規制手引二二

情報処理センターは、登録について、中間処分は90日（特別管理産業廃棄物は60日）、最終処分は180日の期間内（規8の37）に報告を受けないときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なくその旨を電子情報処理組織使用事業者に通知します（法12の5⑨）。

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
情報処理センターから中間処分、最終処分の報告が届いていない等という通知を受けていないか	法12の5⑨	<input type="checkbox"/>
上記通知があったとき、産業廃棄物の運搬、処分の状況を調査して30日以内に「措置内容等報告書」で知事に報告しているか	法12の5⑩、規8の38・様式5	<input type="checkbox"/>

＜電子情報処理組織の使用＞

電子情報処理組織使用事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、運搬受託者及び処分受託者から電子情報処理組織を使用し情報処理センターを経由して運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後、3日以内（規8の31の3）に電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、その他環境省令で定める事項（規8の32）を情報処理センターに登録したとき（いわゆる電子マニフェスト）は、管理票を交付することを必要としません（法12の5①）。

運搬又は処分の受託者は、電子情報処理組織使用事業者から報告することを求められた場合、産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、規則8条の33で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、3日以内に（規8の34）情報処理センターにその旨（最終処分である場合、最終処分が終了した旨）を報告しなければなりません（法12の5②）。

処分受託者は、当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたとき、規則8条の34の2で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、3日以内に（規8の34の3）情報処理センターに最終処分が終了した旨を報告しなければなりません（法12の5③）。

情報処理センターは、報告を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく運搬又は処分を委託した電子情報処理組織使用事業者に運搬受託者又は処

分受託者が当該運搬又は処分を終了した旨（最終処分の場合は、最終処分が終了した旨）を通知します（法12の5④）。

電子情報処理組織使用事業者は、通知を受けたとき、運搬又は処分が終了したことを当該通知により確認しなければなりません（法12の5⑥）。

Check

確認事項	参考条数	☑
産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、運搬受託者及び処分受託者から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して運搬又は処分が終了した旨を報告することを求めているか	法12の5①	<input type="checkbox"/>
産業廃棄物を引き渡したときに、種類、数量、運搬又は処分を受託した者の氏名、名称、その他を情報処理センターに登録しているか	法12の5①	<input type="checkbox"/>
委託した産業廃棄物の運搬又は処分が終了したことを電子情報処理組織からの通知により確認しているか	法12の5⑥	<input type="checkbox"/>

産業廃棄物最終処分場【廃棄物処理法】

最終処分場は廃棄物の最終処分（埋立処分）を行う場所です。廃棄物は、リサイクル（再利用）・リユース（再使用）される場合を除き、最終的には埋立てか海洋投棄されますが、最終処分は埋立てが原則とされています。最終処分場については、構造基準と維持管理基準が定められています（昭52・3・14総理・厚令1）。

最終処分場は、埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、有害物質が基準を超えて含まれる燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類などを埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類に分けられます。

記録表の記録に代えることができます（規15六）。

- ⑥ ①及び④の常時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、3年間保存します（規15②二）。

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
いおう酸化物の濃度などは2か月を超えない作業期間に1回以上測定しているか	規15①一	<input type="checkbox"/>
ばいじんの濃度は、規則で定められた測定法により各施設ごとに定められた頻度で測定しているか	規15①二	<input type="checkbox"/>
有害物質の濃度は、規則で定められた規定方法により各施設ごとに定められた頻度で測定しているか	規15①三	<input type="checkbox"/>
窒素酸化物の濃度は、規則で定められた測定方法により各施設ごとに定められた頻度で測定しているか	規15①四	<input type="checkbox"/>
測定の記録は3年間保存しているか	規15②	<input type="checkbox"/>

ばい煙発生施設【大気汚染防止法】

ばい煙発生施設とは、工場又は事業場に設置される設備でばい煙を発生・排出するもので、そのばい煙が大気汚染の原因となるものとして政令で定めるものと定義されています（法2②）。政令ではばい煙発生施設として、別表第1の中欄に掲げる施設（例：ボイラー）でそれぞれその規模（例：伝熱面積又はバーナーの燃料の燃焼能力）が同表の下欄（例：10m²以上又は重油換算50ℓ/h以上）に該当するものとしています（令2・別表1）。ばい煙発生施設において大気中に排出するばい煙排出者は、そのばい煙量・ばい煙濃度が当該ばい煙排出施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはなりません（法13④）。排出基準に適合しないばい煙を排出した者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法33の2①一）。また、過失により排出基準に適合しない指定ばい煙を排出した者は、3か月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます（法33の2②）。

都道府県知事は、排出基準に適合しないばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造・使用の方法・当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じたり、当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができます（法14①）。この命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます（法33）。さらに、法人代表者、従業者などが上記の違反行為をした場合、行為者以外に、法人等に対して各条の罰金刑が科せられるという両罰規定があります（法36）。

また、ばい煙のうち、いおう酸化物と窒素酸化物のみに対して「指定ばい煙（令7の2）の排出の制限」が規定されています。特定工場等（法5の2①、規7の2）のばい煙発生施設で発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者は、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙排出施設の排出口から、大気中に排出される指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはなりません（法13の2①）。総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出した者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法33の2①-）。また、過失により総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出した者は、3か月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます（法33の2②）。

総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、都道府県知事による指定ばい煙の処理方法改善、使用燃料の変更その他必要な措置の命令があります（法14③）。この命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます（法33）。さらに、法人代表者、従業者などが上記の違反行為をした場合、行為者以外に、法人等に対して各条の罰金刑が科せられるという両罰規定があります（法36）。

ただし、新しく特定工場等になった工場又は事業場のばい煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者については、当該工場（事業場）が特定工場等となってから6月間は適用しないと定められています（法13の2②）。

さらに、ばい煙発生施設あるいは特定物質を排出する施設を工場又は事業場に設置している者は、それらの施設について故障・破損・事故等が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちにその事故に

ついて応急処置を実施し、その事故を速やかに復旧しなければなりません(法17①)。その場合、ばい煙発生施設等を設置している者は、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければなりません(法17②)。都道府県知事は、こうした事故が発生したとき、人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、事故の拡大又は再発防止の実施を命令することができます(法17③)。この命令に違反した者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法33の2①二)。

参照→指定ばい煙、特定工場等【大気汚染防止法】、ばい煙排出者

<経過措置に伴う——の届出>

設置している施設がばい煙発生施設となった際、その施設を設置(設置工事中を含みます。)している者であって、ばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となった日から30日以内に都道府県知事に届け出なければなりません(法7①、規8)。この届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処せられます(法35一)。さらに、法人代表者、従業者などが上記の違反行為をした場合、行為者以外に、法人等に対して同じ罰金刑が科せられるという両罰規定があります(法36)。

ばい煙発生施設の詳細は政令別表第1に33項目にわたって、その施設と規模が定められています(令2・別表1)。その届出は「ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書」(規様式1)により(規8①)、届出書の正本にその写しを添えて届け出ることになります(規13①)。

また、フレキシブルディスクによる届出の場合は「フレキシブルディスク提出書」(規様式6の2)の提出が別に要求されます(規13の2)。

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
その設備がばい煙発生施設になってから、30日以内に知事宛に届出をしているか	法7①	<input type="checkbox"/>
様式は「ばい煙発生装置設置(使用、変更)届出書」を用いているか	規8①・様式1	<input type="checkbox"/>

フレキシブルディスクによる手続きをした場合には、「フレキシブルディスク提出書」を提出しているか	規13の2・様式6の2	<input type="checkbox"/>
---	-------------	--------------------------

＜——の構造等の変更の届出＞

ばい煙発生施設の届出をした者は、その届出に係る次の事項の変更をしようとするときは、都道府県知事に届け出なければなりません（法8①・6①四～六）。

- ① ばい煙発生施設の構造
- ② ばい煙発生施設の使用の方法
- ③ ばい煙の処理の方法

変更届出（法8①）をせず、又は虚偽の届出をした者は、3か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます（法34一）。さらに、変更届出（法8①）時に、排出基準に適合しないと都道府県知事が認めるときは計画変更命令又は廃止命令があります（法9）。この命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます（法33）。さらに、法人代表者、従業者などが上記の違反行為をした場合、行為者以外に、法人等に対して同じ罰金刑が科せられるという両罰規定があります（法36）。

届出は「ばい煙発生装置設置（使用、変更）届出書」（規様式1）を用います（規8①）。

変更の届出をした者は、その届出が受理されてから60日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法及びばい煙の処理方法の変更をしてはなりません（法10①）。これに違反した場合、30万円以下の罰金に処せられます（法35二）。さらに、法人代表者、従業者などが上記の違反行為をした場合、行為者以外に、法人等に対して同じ罰金刑が科せられるという両罰規定があります（法36）。

また、フレキシブルディスクによる届出の場合は「フレキシブルディスク提出書」（規様式6の2）の提出が必要になります（規13の2）。

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
届出は「ばい煙発生装置設置（使用、変更）届出書」を用いているか	規8①・様式1	<input type="checkbox"/>

届出をしてから60日を経過した後に、その施設の構造・使用方法の変更、ばい煙の処理方法の変更を実施しているか	法10①	<input type="checkbox"/>
フレキシブルディスクによる手続きをした場合には、「フレキシブルディスク提出書」を提出しているか	規様式6の2	<input type="checkbox"/>

〈——の氏名の変更等の届出〉

設置、経過措置の届出をしたものが、その届出に係る氏名・名称・住所並びに法人にあってはその代表者の氏名・工場又は事業場の名称及び所在地等の変更及びばい煙発生装置の使用を廃止した場合は、その日から30日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければなりません（法11）。

ばい煙発生施設に係る氏名の変更等の届出は「氏名等変更届出書」（規様式4）により、この変更届出（法11）をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられます（法37）。また施設の使用の廃止の場合は「ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）使用廃止届出書」（規様式5）によります（規11）。この廃止届出（法11）をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられます（法37）。

なお、フレキシブルディスクによる届出の場合は「フレキシブルディスク提出書」（規様式6の2）の提出が必要になります（規13の2）。

環境規制手引一四

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
氏名、名称、所在地、法人の代表者・工場又は事業場の名称及び所在地の変更があったとき30日以内に知事宛に届け出ているか	法11	<input type="checkbox"/>
ばい煙発生施設の使用の廃止の届出は30日以内に行っているか	法11	<input type="checkbox"/>

〈——の設置の届出〉

ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙排出施設を設置しようとする場合、次の事項を都道府県知事に事前に届け出なければなりません（法6①・規様式1）。

- ① 氏名・名称・住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ② 工場（事業場）の名称・所在地
- ③ ばい煙発生施設の種類
- ④ ばい煙発生施設の構造
- ⑤ ばい煙発生施設の使用の方法
- ⑥ ばい煙の処理の方法

届出（法6①）をせず、又は虚偽の届出をした者は、3か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます（法34一）。さらに、設置届出（法6①）時に、排出基準に適合しないと都道府県知事が認めるときは、届出受理日から60日以内に、計画変更命令又は廃止命令があります（法9）。この命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます（法33）。さらに、法人代表者、従業者などが上記の違反行為をした場合、行為者以外に、法人等に対して各条の罰金刑が科せられるという両罰規定があります（法36）。

届出は、「ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書」（規様式1）により、正本と写しを提出します（規8①・13①）。また、この届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量、又は排出口から大気中に排出されるばいじん・有害物質の量及びばい煙の排出の方法、その他規則に定める次の事項を記載した書類を添付しなければなりません（法6②、規8②）。

- ① ばい煙の排出の方法
- ② ばい煙発生施設、ばい煙処理施設の設置場所
- ③ ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要
- ④ 煙道に排出ガスの測定箇所がある場合はその場所
- ⑤ 緊急連絡用の電話番号その他緊急時の連絡方法

なお、フレキシブルディスクによる手続きをする場合は、規則の規定により書面を貼り付ける手順になっています（規13の2・13の3・13の4・13の5）。

また、フレキシブルディスクによる届出の場合は、「フレキシブルディスク提出書」（規様式6の2）の提出が必要になります（規13の2）。

Check

確 認 事 項	参 考 条 数	☑
ばい煙排出施設の届出にあたり、記入事項にもれはないか	法6①・規様式1	<input type="checkbox"/>
届出書類の部数は正本と写しを提出しているか	規13①	<input type="checkbox"/>
ばい煙の排出の方法を明らかにした書類を添付しているか	規8②一	<input type="checkbox"/>
ばい煙発生施設、ばい煙処理施設の設置場所を添付しているか	規8②二	<input type="checkbox"/>
ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要を添付しているか	規8②三	<input type="checkbox"/>
煙道に排出ガスの測定箇所がある場合はその場所を明らかにした書類を添付しているか	規8②四	<input type="checkbox"/>
緊急連絡用の電話番号その他緊急時の連絡方法を明示した書類を添付しているか	規8②五	<input type="checkbox"/>

環境規制手引一四

＜——の届出者の承継の届出＞

設置の届出、経過措置の届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は当該ばい煙発生施設に係る当該届出した者の地位を承継します（法12①）。

設置の届出、経過措置の届出をした者について、相続・合併・分割があったとき、相続人・合併後存続する法人・合併により設立した法人・分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継します（法12②）。

これらの地位を承継した者は、その承継の日から30日以内にその旨を都道府県知事に「承継届出書」（規様式6）を正本と写しを届け出なければなりません（法12③、規12・13①）。この届出（法12③）をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられます（法37）。

なお、フレキシブルディスクによる手続きをする場合は、指定の書面を貼り付ける手順になっています（規13の2・13の3・13の4・13の5）。

また、フレキシブルディスクによる届出の場合は、「フレキシブルディスク提出書」（規様式6の2）の提出が必要になります（規13の2）。

Check

確認事項	参考条数	<input checked="" type="checkbox"/>
承継の手続きはその日から30日以内に行っているか	法12③	<input type="checkbox"/>
届出書は「承継届出書」を用いているか	規12・様式6	<input type="checkbox"/>
届出書は、正本と写しを提出しているか	規13①	<input type="checkbox"/>

バイオ燃料【農林漁業バイオ燃料法】

バイオ燃料とは、農林漁業有機物資源を原材料として製造される燃料をいいます（法2②）。具体的には、バイオ燃料には以下のようなものがあります。

- ① 木炭、木質ペレットなどの固形燃料
- ② 発酵により得られるエタノール、発酵や熱分解により得られるメタノール、植物油から製造される脂肪酸メチルエステル（バイオディーゼル燃料：BDF）、炭化水素油等の液体燃料
- ③ 発酵により得られるメタン、熱分解により得られるメタン、水素、一酸化炭素等の気体燃料

ただし、薪、木材チップなどの単なる乾燥、切断、破碎及び粉碎といった簡易な方法により製造されるものは、その製造方法などに改善の余地が少ないため、本法による支援の対象外です（規1）。

参考：「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律

Q & A集」平成24年4月 農林水産省

参照→特定バイオ燃料、農林漁業有機物資源